請求人樣

大東市監査委員 乘 本 良 一

大東市監査委員 水 落 康 一 郎

住民監査請求の監査結果について (通知)

平成28年1月25日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査結果を通知します。

1 請求人の請求要旨

住道駅前デッキにあるケヤキとクスノキは、平成6年緑化事業のシンボルとなる「ふれあいの木」として植樹された。以来、その二本の樹木は通行する人々にうるおいを与え心を和ませてきた。ところが昨年末頃、突如見る影もなく切り込まれてしまった。その理由として道路課は「道路視認性の確保」をあげるが、質問に対する回答もなく合理的理由も明らかでない。

一度伐られた木は樹形が変形し、二度と元の姿に戻らない。緑化の振興と 樹木保存を謳った「大東市緑化推進要綱」(特に(1)の②)に違反する不当・ 不法な行為と言わざるを得ない。

中でもケヤキについては、旧島根県大東町から友好の証として寄贈された もので、伐採により市の品格を害い、両市民の友情に大きな損害を与えた。

よって、監査委員は大東市に対して、大東市長、道路課長に伐採にかかる 費用の全額を大東市に返還させるとともに、大東市、大東町両市民への謝罪等 必要な措置をとることを求める。

請求人

(略)

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書 を添え、必要な措置を請求します。 平成28年1月25日

大東市監査委員あて

事実証明書

- 1. 部分公開決定通知書
- 2. 情報公開された樹木伐採の起案
- 3. 問い合わせ(回答)
- 4. 写真(伐採の前後2枚)
- 5. 1994年(平成6年)4月1日付「広報だいとう」
- 6. 大東市緑化要綱

2 請求の受理

本請求は平成28年1月25日に提出され、平成28年1月26日に要件審査を行った。その結果、法に定める形式的要件を具備しているものと認め、 平成28年1月25日付けで受理し、監査を実施することに決定した。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件監査請求等の趣旨から、市が支出した住道駅北側デッキ樹木伐採費用が 違法・不当な公金支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

(2) 監査対象部課からの関係書類の提出

平成28年2月1日に、対象事務を担当する街づくり部道路課から必要な書類の提出を受けた。

(3) 監査対象部課等からの事情聴取

平成28年2月3日に、対象事務を担当する街づくり部道路課から事情を聴取した。

また平成28年2月12日に、平成27年12月5日から平成27年12月 25日まで住道駅北側デッキでイベントを実施していた政策推進部都市魅力 観光課から事情を聴取した。

(4)請求人の証拠の提出及び陳述

平成28年2月12日に、地方自治法(以下「法」という。)第242条 第6項に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人が出席し陳述書を提出するとともに、これに基づいて陳述が行われた。

(5)専門家からの意見聴取

平成28年2月17日及び平成28年2月23日に、法第199条第8項に 基づき剪定後の樹木の健康状態等について、樹木医の資格を有する者から意見を 聴取した。

4 監査の結果

(1) 認定した事実

- ア 住道駅北側デッキ (以下「デッキ」という。) は、住道駅前再開発事業 の一環として昭和53年に設置された施設である。
- イ デッキには開口部が3箇所設置され、自然採光方式が採られている。
- ウ 平成6年2月に、上記開口部のうちの2箇所について、その1階部分に クスノキとケヤキが植樹された。
- エ ケヤキは、当時友好都市であった旧島根県大東町(現雲南市)から友好の しるしとして寄贈されたものである。
- オ 「大東」同名3町が隣接自治体と合併することを踏まえ、平成16年に 1市3町による同名市町交流事業が廃止された。
- カ 平成17年にケヤキが枯れたことから、平成18年に再度雲南市(旧島根 県大東町)から寄贈を受け、植え替えが行われた。
- キ クスノキとケヤキを植樹した後は、「緑の推進員」や「ふれあいの木愛護員」 等の市民が、平成18年頃までボランティアとして維持管理活動に従事した。
- ク 平成27年12月9日に、当時デッキ上で市のイルミネーション事業を 実施していた政策推進部都市魅力観光課長から、クスノキとケヤキ(以下 「本件樹木」という。)を剪定することを主旨とする相談又は要望が、道路 課長に対して行われた。
- ケ 平成27年12月14日に、道路課長の専決によって本件樹木を剪定する 市としての意思決定が行われた。
- コ 市は同日、請負業者に本件樹木を剪定させた。
- サ 市は平成28年1月29日に、剪定費用194,400円を請負業者に支払った。

(2)判断

① 剪定の目的

ア 採光の改善

デッキは、昭和53年に住道駅前再開発事業の一部として設置されたものであり、デッキ上には3箇所の開口部が設置され、これにより採光、通風が確保されるように設計されていた。

その後平成6年2月に、開口部の2箇所に本件樹木が植栽されたが、クス ノキについては約22年、ケヤキについては植え替え後約10年が経過して、 デッキ下道路への採光が減少していった。

道路課からの事情聴取によると、平成27年8月頃、車を運転中の市民が駅北側堤防沿いの市道からデッキ下に進入したところ、道路上の日射しの強さとデッキ下の暗さとの対比によって、視界が一瞬真っ暗になり、非常に危険であったという内容の苦情が寄せられていた。

またこの他にも、道路課にはデッキ下1階が暗いことについて、 歩行者、車両、地元住民等から日常的に苦情が寄せられていた。

このような経過から、道路課では剪定に適した時期である平成28年1月~2月頃に剪定を行うことを内定していた、とのことであった。

イ 樹木の健康保持

道路課からの事情聴取によると、平成18年度に「ふれあいの木 愛護員協議会」が解散した後は、本件樹木について定期的、経常的な 維持管理は行っておらず、枝葉がデッキ上を通行する人々の支障と なったときに、その都度職員が出向いて枝葉を払うなどの一時的な 管理を行うに止まっていた、とのことである。 その結果、両樹木とも高さが大きくなり、また枝葉が繁り過ぎて、 樹木の内部への採光、通風が悪化し、健康保持のために剪定が必要に なっていた。

ウ 市のイベントへの配慮

都市魅力観光課から事情を聴取したところ、平成27年12月9日 に、当時デッキ上でイルミネーション事業を展開していた都市魅力 観光課から、イルミネーションをより効果的に見せることを主旨とし て、樹木剪定についての相談ないし要望が道路課に行われていた。

道路課では、イルミネーション事業が市の重要施策に位置付けられていることから、都市魅力観光課の要望に配慮して、平成28年1月~2月の時期に内定していた剪定を、平成27年12月14日に前倒しして実施することを決定した。

② 剪定の程度

道路課からの事情聴取によると、デッキ下1階道路への採光確保のためには、長年剪定を行っていないことから、樹木を短く刈り込む強剪定が必要であった。

剪定後の景観は、ケヤキについては想定どおりの結果となったものの、クス ノキについては内部の葉が殆ど枯れ落ちていたことから、当初の想定よりも 葉が少なくなってしまった、とのことであった。

③ 樹木の健康確認と景観回復の見通し

当職としては、剪定後の本件樹木の健康状態ならびに今後の景観回復の可能性について強い関心があったことから、樹木医の資格を有する専門家から意見

を聴取することとした。

その結果、ケヤキについては健康状態に大きな問題はみられなかったものの、 クスノキについては相当な期間有効な維持管理が行われていなかったようで あり、万全な健康状態ではなかった。また剪定については、採光、通風が改善 されて樹木の健康保持の観点から有効であったが、健康状態が万全でないクス ノキにとっては強剪定による環境の変化は厳しいものがあり、事後の適切な 措置を期待したい、とのことであった。

また両樹木の景観については、毎年形状を整える剪定を行うことによって 3年程度を目途に回復する見込みである、との意見であった。

以上のとおり、市が行った本件樹木の剪定については、デッキ下1階道路への採光改善の効果があったこと、また樹木の健康保持の観点から剪定により 採光、通風を改善させる効果があったことから、市が本件樹木を剪定したこと についての一定の合理性、必要性が認められた。

よって当職としては、道路課長が剪定費用の支出を決定したことについて、 市が道路課長と公金支出の責任者である市長に対し損害賠償を求めなければ ならないような違法性・不当性は存在しないものと判断した。

(3)結論

以上の判断により、請求人の請求には理由がなく、これを棄却する。

尚、本件監査結果の決定にあたり、監査委員として思料するところがあった ので、別紙のとおり市長への要望を行った。 大東市長 東 坂 浩 一 様

大東市監査委員 乘 本 良 一

大東市監査委員 水 落 康 一 郎

要望書

平成28年1月25日付けで市民から提出された住民監査請求について、市の公金支出について違法・不当な点がみられなかったことから、本日棄却したところであります。

しかしながら、監査を実施する中で思料する事項があったので、下記の とおり要望いたします。

記

1 市政に関する説明責任について

請求人は住民監査請求を行うより以前に、(i)情報公開された市の施行起案に記されている伐採した理由の具体的な内容と、(ii)これに対する異議申し立ての方法という2点について、道路課に質問を行っていました。

道路課では、(i)(ii)が連続した一つの質問であると解釈し、(ii)の異議申し立ての方法についての回答はされたものの、(i)の施行

理由についての回答は行われませんでした。

これについて請求人は、市が故意に回答しなかったものと受け止められていますが、当職としてはこのような誤解を与えてしまったことに問題意識を持つものであります。

相手方の質問内容に分からない部分があるならば、確認を行えば済むことであり、「説明責任」についての担当課の認識に弱い部分があったのではないかと、危惧するものであります。

これらのことは市政推進の基本に関わることであり、今一度説明 責任について徹底されるよう、お願いしたい。

2 樹木の管理について

今回の住道駅北側デッキの樹木剪定については、デッキ下1階への 採光の改善及び樹木の健康保持の目的から、合理性、必要性は認めら れるものの、これまでの長期に亘る手入れ不足から健康状態が万全で ないクスノキにとっては、強剪定による環境変化も勘案し対応する ことが必要と考えます。

ついては事後において適切な措置を講じられるよう、お願いしたい。